



# 長野県報

1月16日(月)  
平成24年  
(2012年)  
第2335号

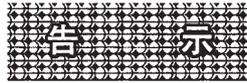
## 目次

### 告示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定（健康長寿課）	1
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定の辞退の届出（健康長寿課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	3

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
一般競争入札（管財課）	4
一般競争入札（2件）（河川課）	5



### 長野県告示第42号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	指定年月日
ほたる薬局	松本市島立184-24	H23.10.12
あづみ野和厚堂薬局	安曇野市明科中川手4015-1	H23.10.28
豊科とをしや薬局	安曇野市豊科2637-4	H23.11.22
松本寿とをしや薬局	松本市寿南1丁目254-1	H23.11.22
高林内科呼吸器科クリニック	諏訪市湖岸通り1-13-11	H23.12.1
寺島薬局 長野飯綱店	上水内郡飯綱町大字平出2838番地1	H23.12.1
株式会社アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	H24.1.1
スクエア薬局 駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	H24.1.1

健康長寿課

### 長野県告示第43号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	辞退年月日 辞退の効力 発生年月日
鈴脩薬局	上田市上丸子979	H23.10.13

高林内科呼吸器科クリニック

諏訪市湖岸通り1-13-11

H23.11.30

アルプス薬局

上伊那郡南箕輪村宮ノ上1284-9

H23.12.31

健康長寿課

**長野県告示第44号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市上野一丁目1721から1728まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第45号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
中野市大字田上字牧ノ入1619（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第46号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
塩尻市大字宗賀日出塩5896から5899まで、5900の2から5900の5まで、5900の14から5900の22まで、5901の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第47号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
埴科郡坂城町大字網掛字上手山1378から1381まで、1497の1、1498の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第48号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第49号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡根羽村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
根羽村(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第50号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月16日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課